

# 「交番等の最適化」計画の概要

令和5年4月  
大阪府警察

## 定義

交番等の数や配置について、警察機能が最大限に発揮できる環境を目指し、社会環境や治安情勢の変化を踏まえた検討を重ね、計画的に統合、移転及び新設を進めていくこと

## 現状

- |     |       |
|-----|-------|
| 交番  | 591か所 |
| 駐在所 | 46か所  |
| 合計  | 637か所 |
- (令和5年4月現在)
- 交番等の数は、平成以降、若干の増減はあるものの、大きな変化はなかった。
  - 交番等の施設は、一度建設されると、社会環境が大きく変化しても、短期間での建替えが困難である。
  - DV・児童虐待、特殊詐欺等への対策強化が求められ、交番勤務員の増員が困難な一方で、交番勤務員の殺傷事件が発生し、複数勤務体制の確立が必須である。
  - 携帯電話の普及（110番通報の約77%が携帯電話から行われている（令和4年中の有効受理件数））

## 問題点

勤務員の単独配置

施設の老朽化等

交番等間の業務格差

## 目的

複数勤務体制の確立

- 様々な事件等への対処能力の向上
- パトロール等の活動時間の確保
- 交番不在時間の削減

まちの安全ステーションへ

地域住民が安心して利用できる  
施設の実現

交番等間の格差改善

警察力の集中投入による効果的な  
運用

警察機能が最大限に発揮できる環境を構築することで、より一層に警察力の向上を図り、府民が安全で安心して暮らせる社会を実現

## 進め方

期間及び計画施設数

- 令和4年度から10年間
- 概ね、600か所以下

措置及び方向性

- 再編を理由に警察署毎の勤務員等は削減せず
- パトロールや本部方面機動警ら隊（パトカー・青バイ等）の支援の強化

